

奈良県告示第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年六月二日大和高原北部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和四年六月十日

奈良県知事 荒井正吾